

## 病院局が発注する建設工事における一般競争入札の実施に関する要綱

17川病総経第406号

平成17年6月10日 局長専決

病院局が発注する建設工事の請負契約において、入札に参加する者に一定の資格を定める一般競争入札の実施については、川崎市一般競争入札実施要綱の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」に、「川崎市」とあるのは「病院局」に、「財政局長」とあるのは「病院局長」に、「川崎市契約規則」とあるのは「川崎市病院局契約規程」に、「川崎市競争入札参加者心得」とあるのは「川崎市病院局競争入札参加者心得」に読み替えるものとする。

### 附則

この要綱は平成17年6月10日から施行する。